

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の灾害等リスク

①鉾田市の現状

平成17年（2005年）10月11日、旧鉾田町、旧旭旧大洋村が合併し、鉾田市が誕生した。

当市は茨城県の東南部、鹿行エリアの最北部から中央部にかけて位置し、県都水戸市、鹿島臨海工業地帯まではいずれも30km圏内、筑波研究学園都市まで50km圏内、首都東京まで90kmの圏内にあり、北は大洗町と茨城町、西は小美玉市、行方市、南は鹿嶋市、東は鹿島灘に接しており、南北に24km、東西に17km、面積は207.60km²となっている。

また、鉾田川や巴川、大谷川が流れ、その支流域には水田が広がり、北は涸沼、南は北浦、東は鹿島灘に接し、豊かな自然環境に恵まれ、肥沃な関東ローム層と温暖な気候を活かした全国有数の農業地帯となっている。



②想定される地域の災害

1) 地震想定

当市に被害を及ぼすと考えられる想定地震は、大きく分けて4つとなり、1つ目は、首都直下のMw 7.3の地震規模で、特に茨城県南部地域に影響があり、当市では震度6弱が想定される。2つ目は、県北部の活断層（F1断層、棚倉破碎帯）による地震によるMw 7.0～7.1の地震規模で、当市では震度5弱が想定される。3つ目は、太平洋プレート内で起こる地震によるMw 7.5の地震規模で、当市では震度6弱（太平洋プレート内（北部））～6強（太平洋プレート内（南部））が想定される。4つ目は、茨城県沖から房総半島沖にかけての地震によるMw 8.4の地震規模で、当市では震度6弱が想定される。

※「茨城県地震被害想定調査報告書 概要版（平成30年12月）4. 地震動等の予測

4.1 震度の予測 表4.1-2 地震別の市町村最大震度」による想定

2) 津波想定

津波防災地域づくりに関する法律第8条の規定に基づき設定された津波浸水想定により浸水の区域及び水深を想定すると、浸水の区域は鉾田市上釜地先の海岸から上幡木地先の海岸で、最大遡上高はTP+8.7mとなる。

3) 風水害想定

北浦及び巴川において、水防法第14条の規定に基づき各管理者から公表されている浸水想定区域及び浸水深から想定すると、北浦の浸水想定区域は、左岸：鉾田市烟田2895番地先（巴川流入端）から鉾田市上幡木47番地1地先（鹿嶋市行政界）及び右岸：鉾田市串挽2838番地3地先（巴川流入端）から鉾田市高田1321番地1地先（行方市行政界）までの区域とし、浸水深は0.5m～5m。また、巴川の浸水想定区域は、左岸：鉾田市上富田126番地1地先（本田橋）から鉾田市烟田2895番地先（北浦流入点）及び右岸：鉾田市青柳2番地2地先（小美玉市行政界）から鉾田市串挽2838番地3地先（北浦流入点）までの区域とし、浸水深は0.5m～5mと予測されている。

那珂川水系涸沼川において、水防法第14条に基づき公表されている洪水浸水想定区域図（想定最大規模）によると、鉾田市側の流域では0.0～5.0未満の区間に指定されている。また、洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）によると、最大72時間（3日間）の浸水が予測されている。

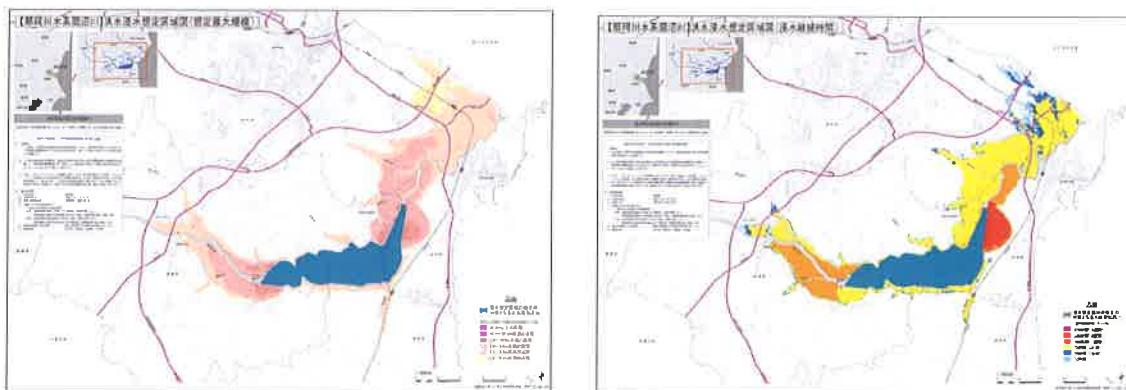
※北浦については、国土交通省による想定最大規模降雨により北浦が氾濫した場合の浸水想定であり、霞ヶ浦流域において192時間総雨量853mm（72時間想定最大規模降雨が660mm）の降雨があった場合（国土交通省令「浸水想定（洪水、内水）の作成等のための想定最大外力の設定手法」3.1 想定最大規模降雨の設定手法による）

※巴川については、茨城県による想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の浸水想定であり、巴川流域に2日間の総雨量808mm（ピーク時の1時間に114.7mmの降雨）がある場合



<鉾田市洪水・津波ハザードマップ>

※那珂川水系涸沼川については、流域全体に48時間雨量764.1mm、ピーク時の1時間に92.3mmの降雨がある場合



<洪水浸水想定区域図>

4) 土砂災害想定

鉢田市における土砂災害については、土砂災害警戒区域に87箇所、土砂災害特別警戒区域に84箇所、急傾斜地崩壊危険箇所に96箇所が指定されている。



<鉢田市土砂災害ハザードマップ>

5) 原子力災害

鉢田市においては、東海第二発電所から概ね30km圏内である地域をUPZ（緊急防護措置を準備する区域）として位置付け、市民等に対する放射線の影響を最小限に抑えるために必要な防護措置を定めており、避難対象地区は、以下の通りとなっている。

対象となる原子力事業所の名称	区域の範囲	対象地域
日本原子力発電株式会社 東海第二発電所	UPZ (発電所から約30km)	上釜、沢尻、荒地、造谷第三、三和、子生、子生第二、玉田、野田、常磐第一、常磐第二、勝下新田、冷水、西勝下、勝下、樅山、箕輪東、箕輪西、下太田、上太田、田崎、和岡、大神、下鹿田、上鹿田、大沼、飯田、造谷第一、造谷第二、大川、菅野谷、東野、大戸、舟木

6) 感染症

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

(2) 商工業者の状況（「平成28年経済センサス」（総務省統計局））

- ・商工業者数 1, 627人
- ・小規模事業者数 1, 143人

＜鉢田市の商工業者数＞

業種分類	平成28年	備考（事業所の立地状況等）
農林漁業	48	市内に広く分散している
鉱業、碎石業、砂利採取業	1	
建設業	304	市内に広く分散している
製造業	133	市内に広く分散している
電気・ガス・熱供給・水道業	1	市内に広く分散している
情報通信業	7	市内に広く分散している
運輸業、郵便業	43	市内に広く分散している
卸売業、小売業	434	市内に広く分散している
金融業、保険業	15	市内に広く分散している
不動産業、物品賃貸業	53	市内に広く分散している
学術研究、専門・技術サービス業	41	市内に広く分散している
宿泊業、飲食サービス業	138	市内に広く分散している
生活関連サービス業、娯楽業	177	市内に広く分散している
教育、学習支援業	26	市内に広く分散している
医療、福祉	97	市内に広く分散している
複合サービス事業	18	市内に広く分散している
サービス業（他に分類されないもの）	91	市内に広く分散している
合 計	1, 627	

(3) これまでの取り組み

1) 当市の取り組み

- ・鉢田市地域防災計画の策定
- ・鉢田市国土強靭化計画の策定
- ・鉢田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・鉢田市新型コロナウイルス感染症に伴う支援策（協力金、補助金、緊急融資等）
- ・災害時協力協定、相互応援協定の締結
- ・防災無線等による情報伝達体制の構築、防災用資機材の設置及び分散備蓄

- ・指定避難所・指定緊急避難場所の指定
- ・地震防災マップ、洪水・津波ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等作成/配布

2) 当会の取り組み

- ・事業者へB C P（事業継続力強化計画を含む）（以下、事業者B C Pとする。）に関する国の施策の周知

近年の大規模自然災害の頻発を受け、当会では事業継続力強化計画事業者向けリーフレットや「事業継続力強化計画」認定制度の案内を窓口及び巡回等により小規模事業者等に対し、配布・周知を行ってきた。

- ・事業者B C P策定セミナーの周知・斡旋

B C Pの必要性が高まっている現状を踏まえ、小規模事業者向けのB C P策定セミナー及び関連セミナーを計画している。

- ・損害保険への加入促進

小規模事業者に対する業務上の災害など財産のリスクヘッジ対策として、中小企業P L保険制度、業務災害補償プラン、ビジネス総合保険の普及・加入促進及び茨城県火災共済協同組合と連携した火災共済の普及・加入促進を行って災害等に備えてきた。

- ・防災備品の備蓄

災害発生に伴う停電時等の最低限の会館保守を目的に、発電機、懐中電灯、ブルーシート、乾電池、ストーブ、灯油、カセットボンベ（発電機用）、救急用品、工具類、軍手及びゴム手袋、タオル、ゴミ箱等の防災用品を当会館内及び倉庫に備蓄している。

（感染症）

- ・特別相談窓口の設置（資金調達、給付金、助成金等の国や県、市の施策の情報提供）、事業者への影響調査、イベントの中止／延期
- ・茨城県、茨城県商工会連合会、鉾田市と連携した感染拡大防止に向けた情報提供

2 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取り組みについて漠然的な内容にとどまり、協力体制など具体的な体制が整備されていない。そのため、次の点が鉾田市商工会及び管内事業者の課題となっている。

（鉾田市商工会の課題）

- ・緊急時におけるB C Pに沿った対応トレーニングができていないため、職員に対して緊急時の対応及び行動が周知教育できていない。
- ・当会職員には防災経験や訓練自体の経験者が少なく、ハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集や防災意識の高揚が急務である。
- ・職員の事業者B C P策定に関する支援スキル取得が急務である。
- ・感染症リスクを考慮すると、テレワークや遠隔地とのオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

（管内事業者の課題）

- ・管内事業者の事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要であり、

事業者に向けた地域の災害リスクに関する周知も不足している。

- ・管内事業者には、特に家族のみで経営している小規模事業者が多く、BCPへの関心は低く、BCPに取り組み意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分である。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがあるため、感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

3 目標

- ・管内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害発生時における情報共有体制を円滑に行うため、商工会・県・市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・災害発生時において速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。

事業継続力強化計画認定 21社／5年

各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む）21社／5年

（火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他）

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- 1 事業継続力強化支援事業の実施期間
(令和5年4月1日～令和10年3月31日)

- 2 事業継続力強化支援事業の内容
当会と当市の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

自然災害等による緊急時の取り組みについて具体的な体制やマニュアルを整備し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

(ア) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ホームページや市広報等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画のほか、即時に取り組み可能な簡易的なものを含む）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- 新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- 新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(イ) 商工会の事業継続計画の作成

- 当会は、令和4年度に事業継続計画（BCP）を策定（別添）。

(ウ) 関係団体等との連携

- 損害保険会社と連携し、会員事業者等を対象に専門家派遣や普及啓発セミナー等を実施する。また関係機関への普及啓発ポスター掲示やリーフレット設置を依頼する。
- 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

<目標>

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
①セミナー開催数	1回	1回	2回	2回	2回
②セミナー参加者数	10社	10社	15社	15社	15社
③BCPプラン策定	3件	3件	5件	5件	5件

(エ) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者B C P等取り組み状況を確認する。
- ・事業者B C P策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し隨時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・必要に応じて鉾田市事業継続力強化支援協議会（仮称）（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

(オ) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。
(訓練は必要に応じて実施する。)

(2) 発災後の対策

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、1時間以内に職員の安否報告を行う。
(S N S等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。)

②応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例)
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず身の安全確保を行った上で、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	<ul style="list-style-type: none">①相談窓口の設置②被害調査③経営課題把握④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	<ul style="list-style-type: none">①相談窓口の設置②被害調査③経営課題把握
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない	特に行わない

- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に市、県連と情報共有する。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

③被害情報の共有

- ・当会と当市は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

①管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

②管内事業者の被害状況の確認

- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

③被害情報の共有

- ・当会と当市は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に2回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

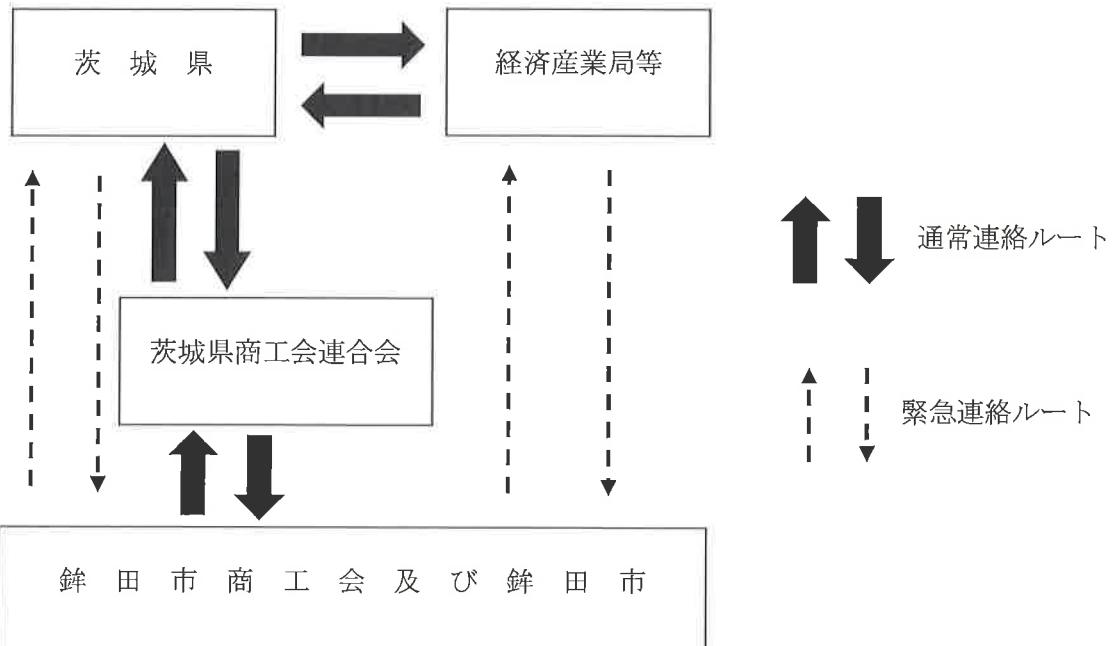
④被害情報の報告

- ・当会と当市で情報を共有した上で、当市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

（3）発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当市より連合会を通じて茨城県へ報告する。

(連絡体制)



(被害状況様式) 茨城県産業戦略部災害対応マニュアル様式

This form is titled "Disaster Response Manual" (災害対応マニュアル) and "Damage Status" (被害状況).

Top section: "Disaster Response Manual" (災害対応マニュアル) and "Damage Status" (被害状況). It includes fields for "Name" (氏名), "Title" (役職), and "Phone Number" (電話番号).

Middle section: "Damage Status" (被害状況) table. It has columns for "Category" (区分), "Business Name" (事業名), "Address" (住所), "Phone Number" (電話番号), "Number of Employees" (従業員数), "Business Type" (業種), and "Damage Status" (被害状況). The table contains several rows of placeholder text.

Bottom section: "Disaster Response Manual" (災害対応マニュアル) table. It has columns for "Category" (区分), "Business Name" (事業名), "Address" (住所), "Phone Number" (電話番号), "Number of Employees" (従業員数), "Business Type" (業種), and "Disaster Response Measures" (災害対応措置). The table contains several rows of placeholder text.

(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- 相談窓口の開設方法について、銚田市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ巡回訪問やホームページ等で周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

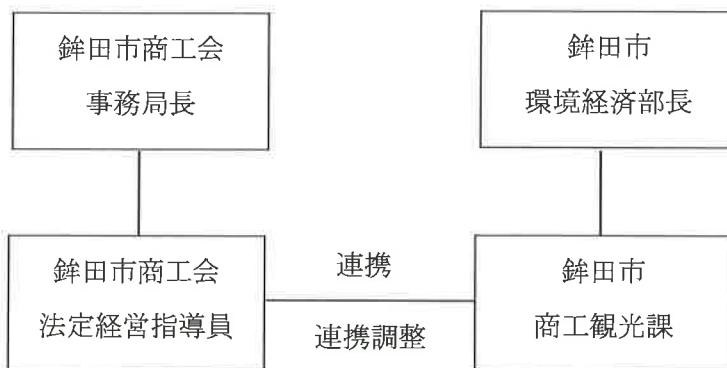
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年1月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 畑木 幸次 【連絡先は後述(3)①参照】

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

鉢田市商工会

〒311-1517 茨城県鉢田市鉢田 2482 番地 1

TEL0291-32-2246 FAX0291-33-6708

E-mail : info@hokota-shoko.jp

②関係市町村

鉢田市環境経済部商工観光課

〒311-1592 茨城県鉢田市鉢田 1444 番地 1

TEL0291-33-2111 FAX0291-32-2128

E-mail : shoko@city.hokota.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	350	350	530	530	530
専門家派遣費	100	100	150	150	150
会議運営費	50	50	80	80	80
セミナー開催費	100	100	200	200	200
パンフ・チラシ作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、県・市補助金、事業収入など

ただし、上記経費のうち講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等